少年補導員制度実施要綱の制定について

令和元年12月27日

例規（少）第126号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和２年12月18日例規（生総）第103号 | 　 |  |

この度、「少年補導員制度の実施について」（昭和56年３月31日例規（少）第22号）の全部を改正し、別記のとおり少年補導員制度実施要綱を定め、令和２年１月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別　記

少年補導員制度実施要綱

第１　趣旨

この要綱は、少年補導員（以下「補導員」という。）の委嘱、任務、任期その他少年補導員制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

第２　補導員の委嘱

１　警察署長（以下「署長」という。）は、別途通知する警察署ごとに定める定数の補導員を委嘱するものとする。この場合において、必要と認めるときは、防犯協（議）会長と連名で委嘱することができるものとする。

２　補導員の委嘱は、交番又は駐在所当たり２人を原則とする。ただし、署長が少年非行の実態等を勘案し、必要と認めるときは、小学校単位で委嘱する等、警察署ごとに定める定数の範囲内で、委嘱する人員を適宜調整することができるものとする。

３　署長は、補導員を委嘱するときは、委嘱状（別記様式第１号）を交付するものとする。

４　署長は、補導員の委嘱に当たっては、特定の年齢層、職業、同一地域居住者等に偏ることのないよう配意し、次に掲げる要件を全て具備している者のうちから選考するものとする。

(１)　人格及び行動について社会的に信望があること。

(２)　任務の遂行に必要な熱意、体力及び実行力を持っていること。

(３)　少年非行防止に協力するための時間的余裕があること。

(４)　地域の実情に精通していること。

第３　補導員の任務及び活動

１　補導員の任務は、おおむね次のとおりとする。

(１)　非行少年等の早期発見及び補導に関すること。

(２)　少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。

(３)　非行防止のための地域社会に対する啓発に関すること。

(４)　その他地域の実情に応じて、必要な活動に関すること。

２　署長は、補導員が前記１の任務を効果的に行うため、補導員と協議の上、行事、活動地域、重点実施事項等を盛り込んだ年間活動計画を策定するものとする。

３　補導員の活動は、原則として、補導員の居住地域等を中心とした地域において、前記２の年間活動計画に基づき、複数の補導員が互いに連携して行うものとする。この場合において、署長は、補導員が年間活動計画に基づかない自主的な活動を行うときは、原則として事前に、やむを得ないときは事後速やかに報告を求めるものとする。

４　署長は、警察署管内の少年非行、い集場所等の実態に応じ、必要により補導員と合同して活動するものとする。

第４　補導員の任期

１　補導員の任期は、２年とし、委嘱された年の４月１日をもってその始期とする。ただし、再委嘱を妨げない。

２　前記１にかかわらず、補導員が欠けた場合等において新たに委嘱した補導員の任期は、先任の補導員の任期と同一とする。

第５　補導員の解嘱

署長は、次に掲げる補導員としての任務を遂行するに適しないと認める理由が生じた場合又は補導員から辞職の申し出があった場合は、委嘱を解くことができるものとする。ただし、防犯協（議）会長との連名により委嘱している補導員の委嘱を解く必要があると認めるときは、防犯協（議）会長と協議するものとする。

(１)　長期の療養を要する疾病にかかった場合

(２)　法令違反行為があった場合その他社会通念上補導員としてふさわしくないと認められる行為があった場合

(３)　その他署長が解嘱の必要を認めた場合

第６　少年補導員連絡会

１　設置

署長は、補導員の知識及び技能の向上を図るとともに、警察署管轄区域内における非行防止対策の効果的実施について検討協議するため、警察署単位に少年補導員連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するものとする。

２　組織

(１)　連絡会は、補導員をもって構成するものとする。

(２)　連絡会には、補導員の互選により会長を置くものとする。

(３)　連絡会には、必要に応じ、会の運営に関する相談に応ずる相談役、顧問等を置くことができる。

３　会議の開催

(１)　連絡会は、定期連絡会及び臨時連絡会とする。

(２)　定期連絡会はおおむね月１回以上、臨時連絡会は署長又は会長が必要と認めるときに開催するものとする。

(３)　連絡会の議事は、会長が主宰するものとする。

(４)　連絡会には、必要により学校、職場、関係機関・団体等の代表者の出席を求めることができる。

４　庶務

連絡会の庶務は、警察署生活安全課（生活安全刑事課を含む。）において行うものとする。

第７　少年補導員之証の携帯等

１　署長は、補導員に対し、少年補導員之証（別記様式第２号）を交付して携帯させるとともに、関係者の請求があるときは、これを提示させるものとする。

２　署長は、補導員の委嘱を解いたときは、直ちに少年補導員之証を返納させるものとする。

第８　補導員運用上の留意事項

署長は、補導員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(１)　補導員は、法的に何らの職務権限を有するものではないので、活動に当たっては、強制にわたり、又は目的を逸脱して、紛議を生ずることのないように配意すること。

(２)　補導員の諸活動を効率的に行わせるとともに、その活動実態を的確に把握するため、警察官と合同で活動した場合を除き、活動の都度、活動結果報告カード（別記様式第３号）により報告を求めること。

(３)　交番及び駐在所の勤務員に対し、所管区内居住の補導員との連携を緊密にするため、所定の勤務を通じて補導員との接触の機会を設けて情報交換等を行わせるとともに、補導員の活動に協力させること。

(４)　補導員を委嘱したときは、各警察署において、少年非行の傾向、関係法令の基礎的知識、少年補導の基本的心構え、任務の遂行上知り得た秘密の保持等について十分教養を実施するほか、連絡会の開催日等の機会を捉えて随時必要な研修を実施する等により、補導員の資質の向上に努めること。

第９　報告

署長は、次の表により生活安全部長（少年課）宛てに報告するものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 報告の種別 | 報告の様式等 | 報告期限等 |  |
|  | 補導員の委嘱 | 別記様式第４号 | 委嘱した年の４月20日まで。ただし、補導員が欠けた場合等において新たに委嘱したときは、委嘱後速やかに |  |
|  | 補導員の解嘱 | 別記様式第５号 | 解嘱後速やかに |  |
|  | 補導員の異動（住所、職業等の変更及び活動中の事故、弔事等） | 電話 | その都度 |  |

第10　経過措置

この例規通達の実施の際現に「少年補導員制度の実施について」の規定により委嘱されている補導員については、この例規通達の規定により委嘱したものとみなす。

別記様式第１号

別記様式第２号

別記様式第３号

別記様式第４号

別記様式第５号